

種目			基準額（円） 【費用限度額】	対象者		耐用年数	性能等
				障害及び程度	対象年齢		
介護・訓練支援用具	特殊寝台		154,000	下肢又は体幹機能障害2級以上	18歳以上	8年	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
				難病患者等で、寝たきりの状態にある者	—		
	特殊マット	簡易型	19,600	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	18歳以上	5年	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
				下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上18歳未満		
				（（A））又はAの知的障害者等	3歳以上		
				難病患者等で、寝たきりの状態にある者	—		
		褥瘡防止型	84,000	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）で、必要と認められる者	18歳以上		褥瘡予防のためのものであって、送風装置若しくは空気圧調整装置を備えた空気マット又は水等によって減圧による体圧分散効果を有するもの
				下肢又は体幹機能障害2級以上で、必要と認められる者	3歳以上18歳未満		
				難病患者等で、寝たきりの状態にある者	—		
	特殊尿器		67,000	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	学齢児以上	5年	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの
				難病患者等で、自力で排尿できない者	—		
	入浴担架		82,400	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	3歳以上	5年	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器		15,000	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	学齢児以上	5年	介護者が障害者等の体位を変換するに当たって、容易に使用できるもの
				難病患者等で、寝たきりの状態にある者	—		
	移動用リフト		159,000	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上	4年	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
難病患者等で、下肢又は体幹の機能に障害のある者				—			
訓練いす		33,100	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上18歳未満	5年	原則として付属のテーブルを付けているもの	
訓練用ベッド		159,200	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児以上18歳未満	8年	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	
			難病患者等で、下肢又は体幹の機能に障害のある者	—			

種目		基準額（円） 【費用限度額】	対象者		耐用年数	性能等
			障害及び程度	対象年齢		
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能障害を有する者で、入浴に介助を必要とする者	3歳以上	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
			難病患者等で、入浴に介助を必要とする者	—		
	便器	4,450	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児以上	8年	障害者等が容易に使用できるもの。手すりを設ける場合は、5,400円の範囲内で必要な額を加えるものとする。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
		5,400	難病患者等で、常時介護を要する者	—		
	T字状・棒状のつえ	4,200	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者で、つえの使用により歩行機能が補完される者	学齢児以上	3年	十分な強度を有する木材又は軽金属を主体とした一本杖
			難病患者等で、下肢が不自由な者	—		
	移動・移乗支援用具	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	8年	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性 (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具である
			難病患者等で、下肢が不自由な者	—		
	頭部保護帽	36,750	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者等	—	3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
			てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者等・精神障害者等			
	特殊便器	151,200	上肢障害2級以上	学齢児以上	8年	温水温風がでるもの。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。
			(A)又はAの知的障害者等で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者			
			難病患者等で、上肢機能に障害のある者	—		
	火災警報器	15,500	身体障害程度2級以上、(A)若しくはAの知的障害者等又は精神障害程度1級(火災発生感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	—	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの

種目		基準額（円） 【費用限度額】	対象者		耐用年数	性能等
			障害及び程度	対象年齢		
自立生活支援用具	自動消火器	28,700	身体障害程度2級以上、（（A））若しくはAの知的障害者等又は精神障害程度1級（火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	—	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの
	電磁調理器	41,000	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	6年	障害者が容易に使用できるもの
			（（A））又はAの知的障害者			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	12,000	視覚障害2級以上	学齢児以上	10年	視覚障害者等が容易に使用できるもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	18歳以上	10年	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの

種目		基準額（円） 【費用限度額】	対象者		耐用年数	性能等
			障害及び程度	対象年齢		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	3歳以上	5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの
	ネブライザー（吸入器）	36,000	呼吸器機能障害3級以上又は肢体不自由3級以上若しくは音声・言語・そしゃく機能障害3級で、必要と認められる者。ただし、過去に、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けた者は、その用具の耐用年数を経過しているもの。	学齢児以上	5年	障害者等が容易に使用できるもの
			難病患者等で、必要と認められる者。ただし、過去に、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けた者は、その用具の耐用年数を経過しているもの。	—		
	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能障害3級以上又は肢体不自由3級以上若しくは音声・言語・そしゃく機能障害3級で、必要と認められる者。ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去にネブライザーの給付を受けた者は、その用具の耐用年数を経過しているもの。	学齢児以上	5年	障害者等が容易に使用できるもの。ネブライザーとの両用器を含む。
		74,620	難病患者等で、必要と認められる者。ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去にネブライザーの給付を受けた者は、その用具の耐用年数を経過しているもの。	—		
	パルスオキシメーター	50,000	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害を有する者又は難病患者等で、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者	—	5年	障害者等が容易に使用できるもの
		常時モニタリング型 157,500	人工呼吸器の装着が必要な者で、24時間を通じて呼吸器管理が必要な難病患者等			
	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法者	18歳以上	10年	障害者等が容易に使用できるもの
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	学齢児以上	5年	障害者等が容易に使用できるもの
	視覚障害者用体重計	18,000	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	5年	障害者等が容易に使用できるもの

種目		基準額（円） 【費用限度額】	対象者		耐用年数	性能等
			障害及び程度	対象年齢		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声言語機能障害者等又は肢体不自由者等で、発音・発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	5年	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの
	パーソナルコンピュータ周辺機器・アプリケーションソフト	100,000	上肢機能障害又は視覚障害2級以上	学齢児以上	5年	自らが所有するパーソナルコンピュータの操作に必要な身体障害者用の周辺機器又はアプリケーションソフトであって、障害者等が容易に使用できるもの
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上	18歳以上	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
	点字器	両面書用 10,400	視覚障害2級以上	—	7年	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの
		片面書用 7,200			5年	
	点字タイプライター	63,100	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	—	5年	視覚障害者等が容易に使用できるもの
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000	視覚障害2級以上	学齢児以上	6年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品（録音可能なものを含む。）で、視覚障害者等が容易に使用できるもの
		再生専用機 35,000				
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚障害2級以上	学齢児以上	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの
	音声ICタグレコーダー	63,000	視覚障害2級以上	学齢児以上	5年	情報を音声でICタグに読み込ませ、出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能となる者	学齢児以上	8年	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
	視覚障害者用ラジオ	29,000	視覚障害2級以上	学齢児以上	6年	テレビ音声の受信が可能なもの

種目		基準額（円）	対象者		耐用年数	性能等
		【費用限度額】	障害及び程度	対象年齢		
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計	触読式 10,300	視覚障害2級以上（音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	18歳以上	10年	視覚障害者が容易に使用できるもの
		音声式 13,300				
	聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害又は音声言語機能障害を有する者で、コミュニケーションや緊急連絡時の手段として必要と認められる者	学齢児以上	5年	音声の代わりに文字、映像等による通信が可能であって、障害者等が容易に使用できるもの
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害を有する者で、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	—	6年	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組、並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの
	人工喉頭	笛式 8,100	咽頭摘出者	—	4年	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの
		電動式 70,100			5年	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
	点字図書	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者等	—	—	点字により作成された図書
	人工内耳用電池	空気電池 2,500 (両耳装用： 5,000)	聴覚障害を有する者で、人工内耳を装用している者	—	—	人工内耳用に使用するもの ※空気電池及び充電電池の併用不可
		充電電池 18,000 (両耳装用： 36,000)			3年	
	人工内耳用充電器	29,000	聴覚障害を有する者で、人工内耳を装用している者	—	3年	人工内耳用に使用するもの

種目		基準額（円） 【費用限度額】	対象者		耐用年数	性能等
			障害及び程度	対象年齢		
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋 8,858	ストマ造設者	—	—	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）
		蓄尿袋 11,639				低刺激性の粘着性を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。
	紙おむつ等	12,000	高度の排便又は排尿機能障害を有する者	3歳以上	—	紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品
			脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者			
	収尿器	男性用・普通型 7,700	高度の排尿機能障害を有する者	—	1年	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの
		男性用・簡易型 5,700				
		女性用・普通型 8,500				
		女性用・簡易型 5,900				
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上（特殊便器取替えの場合は上肢機能障害2級以上）	学齢児以上	—	障害者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
			難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	—		